

大分県報

令和五年
第四一一号
五月二十三日

（火曜日）

目次

告示

道路区域の変更（二件）……………一

令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜……………一

林業種苗法による生産事業者の登録……………二

公告

落札者等の公示……………二

契約者等の公示……………二

ふぐ処理講習会の開催……………三

家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催……………三

正誤

令和五年一月二十日付け大分県報第三七六号に記載の大分県告示第三十二号（公有水面埋立ての承認の出願）中の訂正……………三

○告示

大分県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年五月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名

区間

区域変更前後別

敷地の幅員

延長

令和五年五月二十三日

大分県報（告示）

一

県道山香国見線		国東市国見町赤根字中ノ迫一八一二番一地从先	国東市国見町赤根字長迫一七一二番三地从先
後	前	後	前
四六・四一三・二	三三・九一・〇	四六・四一三・二	三三・九一・〇
四一六・〇	メートル	四一六・〇	メートル

大分県告示第二百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年五月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名		区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道大泊浜徳浦線		白杵市大字深江字屋敷前五三番三から白杵市大字深江字小々浦越五三番九まで	後 A	一九・二四・五	二四五・〇	
			前 A	一九・二四・五	二四五・〇	
			後 B	三〇・二八・〇	三二〇・〇	
			前 A	二三・五四・一	三四一・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

大分県告示第二百四十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

道路の種類及び路線名		区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道大泊浜徳浦線		白杵市大字深江字屋敷前五三番三から白杵市大字深江字小々浦越五三番九まで	後 A	一九・二四・五	二四五・〇	
			前 A	一九・二四・五	二四五・〇	
			後 B	三〇・二八・〇	三二〇・〇	
			前 A	二三・五四・一	三四一・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

令和五年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
令五大分県臨一第一号	勝幸久 (2021 子大分黒 12159)	黒毛和種	二級
令五大分県臨一第二号	幸千風 (2021 子大分黒 12018)	黒毛和種	二級
令五大分県臨一第三号	勝乃栄 (2022 子大分黒 1387)	黒毛和種	二級
令五大分県臨一第四号	繁 (2022 子大黒 135)	黒毛和種	二級

大分県告示第二百五十号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録を行った。

令和五年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 登録番号
西部第九十二号
- 二 生産事業者の氏名又は名称及び住所
株式会社やまの窓口おおいた
日田市大字東有田千二百五番地十
- 三 生産事業の内容
1 種穂 採取、精選
2 苗木 幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
- 四 事業所の名称及び所在地
日田市大字東有田千二百五番地十

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和五年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る物品等の種類及び数量
豊の国ハイパーネットワーク機器及び庁内ネットワーク基幹機器等一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和五年五月八日
- 四 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 九州支店 九州支店長 齋藤 義弘
福岡県福岡市中央区天神一丁目十番二十号
- 五 落札金額
三百三十八万九千四百三十円(月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和五年三月二十四日

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年五月二十三日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
大分県自治体情報セキュリティクラウドサービス利用契約
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県総務部電子自治体推進室
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
令和五年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤 健
大分市東春日町十七番五十七号

<p>五 随意契約に係る契約金額 三億七千三百三十七万四千四百四十四円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 随意契約</p> <p>七 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当</p> <p>大分県食の安全・安心推進条例（平成十七年大分県条例第十九号）第十六条第二項第一号の規定により、次のとおりふぐ処理講習会を開催する。 令和五年五月二十三日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 講習会の開催期日及び場所 1 開催日時 令和五年八月三十日（水曜日）午前九時三十分から午後五時まで なお、受付時間は、午前九時から午前九時二十五分までとする。 2 開催場所 大分市金池南一丁目五番一号 ホルトホール大分 二 講習会の受講申込みの受付期間及び場所 1 受付期間 令和五年七月二十四日（月曜日）から同月二十八日（金曜日）まで 2 受付場所 次の表に掲げる一般社団法人大分県食品衛生協会の各支部</p>		<p>豊後大野支部 豊後大野市三重町市場九三四番地二 豊肥保健所内</p> <p>竹田支部 竹田市大字竹田字山手一五〇一番地二 竹田総合庁舎内</p> <p>日田支部 日田市田島二丁目二番五号 西部保健所内</p> <p>玖珠郡支部 玖珠郡玖珠町大字塚脇一三七番地一 玖珠総合庁舎内</p> <p>中津支部 中津市中央町一丁目一〇番四二号 北部保健所内</p> <p>宇佐支部 宇佐市大字法鏡寺二三五番地一 宇佐総合庁舎別棟内</p> <p>豊後高田支部 豊後高田市是永町三九番地 北部保健所豊後高田保健部内</p> <p>大分市支部 大分市荷揚町六番一号 大分市保健所内</p>	
支 部 名	所 在 地	<p>家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を開催する。 令和五年五月二十三日</p> <p>大分県知事 佐藤 樹一郎</p> <p>一 開催期日 令和五年六月十九日から同年七月二十一日まで 二 開催場所 竹田市久住町大字久住三九八九―一 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部</p> <p>三 家畜の種類 牛</p> <p>四 受講資格 家畜人工授精師免許証（牛）を有する者</p>	
国東支部	国東市国東町安国寺七八六番地一 東部保健所国東保健部内	<p>○正 誤</p> <p>令和五年一月二十日付け大分県報第三七六号に記載の大分県告示第三十二号（公有水面埋立ての承認の出願）中の訂正</p>	
速見支部	速見郡日出町字仁玉山三五三一番地二四 日出総合庁舎内		
別府支部	別府市大字鶴見字下田井一四番地一 東部保健所内	ページ	行
由布支部	由布市庄内町柿原三三七番地二 中部保健所由布保健部内	七	上
臼杵支部	臼杵市大字臼杵字洲崎七二番地三四 中部保健所内	右から一	九四度四五分六
津久見市支部	津久見市港町一番二一号 津久見商工会議所内		九四度四五分一六
佐伯支部	佐伯市向島一丁目四番一号 南部保健所内		

令和五年五月二十三日

大分県報（公告・正誤）